研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 2 5 日現在

機関番号: 37402

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2023

課題番号: 19K02260

研究課題名(和文)外国人材の受入れ拡大に対応した社会保障の在り方に関する日独比較研究

研究課題名(英文)A comparative study of social security in response to the measures to attract more foreign workers in Japan and Germany

研究代表者

松本 勝明 (Matsumoto, Katsuaki)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号:80272300

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文):外国人材の受入れを拡大する政策に対応して、日本に来る外国人に対する社会保障の在り方を考えることが重要となっている。 そこで、この研究では、まず、外国人の社会保障に関して豊富な経験を有するドイツにおける外国人への社会保障の適用や給付の在り方を明らかにした。その結果を踏まえ、日本においては、外国人労働者に対する生活保護の在り方を検討するとともに、外国人による不適切な給付受給の防止と併せて、労働者の日本への移動を促進する観点からの措置を講じていく必要があることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 この研究では、外国人の社会保障に関して豊富な知識経験を有するドイツでの取組みや議論をもとに、外国人の 社会保障に関する基本的な考え方と具体的な制度の在り方を検討し、日本の社会保障を共生社会に適応させるた めに必要な対応策を明らかにした。この成果は、これまで国内制度として発展してきた社会保障を外国人が共生 する社会に適応させるという新たな視点からの社会保障研究の発展につながるものであり、また、日本の社会保 障の転換について政策的な検討を行うための重要な基盤となる情報を提供するものである。

研究成果の概要(英文): In response to the introduction of measures to attract more foreign workers into Japan, it is pivotal to consider how social security can be provided to these newcomers. This study explored Germany's approach to the application and benefits of social security for its foreign residents, because it has had plenty of experience dealing with social security issues that have arisen from its immigration policies. Based on the results, it was indicated that it is necessary for Japan to consider how to provide public assistance to foreign workers, and to take measures from the perspective of promoting the movement of workers to Japan in addition to preventing inappropriate receipt of benefits by foreigners.

研究分野: 社会科学

キーワード: 外国人材 社会保障 共生社会 ドイツ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

- (1) 2018 年に政府が打ち出した外国人材の受入れを拡大する方針では、外国人が円滑に共生できる社会の実現が目標となっている。そのためには、外国人が安心して生活するうえで不可欠な社会保障の役割が重要である。
- (2) これまで、社会保障は国民を対象とする国内制度として構築され、発展を遂げてきた。しかし、今後は、社会保障を多様な外国人が働き、生活する社会に適応したものへと転換する必要がある。
- (3) そのためには、社会保障と外国人との関係についての基本的な考え方を明確にする必要がある。また、それを基盤として、外国人への社会保障の適用、給付などの在り方を検討し、必要な対応策を明らかにしなければならない。
- (4) しかし、外国人の社会保障に関するこれまでの学術的な研究は、個別分野の具体的問題に関するものであり、その基盤となる理論や制度の在り方に関する検討は十分に行われていない。また、政府がまとめた対策にも、外国人雇用事業所への指導等により社会保険への加入を促進することなどが盛り込まれているに過ぎない。
- (5) 一方、ドイツでは、長年にわたり多様な外国人が受け入れられ、外国人の社会保障に関する政策的・学術的議論が積み重ねられ、豊富な知識経験が蓄積されている。また、社会保障と外国人との関係についての理論的な研究も盛んに行われている。

2.研究の目的

本研究の目的は、多様な外国人が円滑に共生できる社会の実現に向け、国民を対象とする国内制度として発展してきた社会保障をどのように転換するべきかという問いに答えるため、ア.社会保障と外国人との関係についての基本的考え方、イ.外国人への社会保障の適用、給付の在り方とその実現に必要な対応策、ウ.社会保障の不適切な利用の防止策を明らかにすることである。

3.研究の方法

(1) 日本の現状把握

日本で生活する外国人の状況、外国人への社会保障の適用状況、現状において生じている問題点、並びに外国人材の受入れ拡大とその影響を把握する。

(2) ドイツの調査

外国人材の受入れ状況、外国人在留制度の現状と改正動向、社会保障と外国人の関係についての基本的考え方、外国人に対する社会保障の現状及び問題点、外国人による社会保障の不適切な利用の状況、並びに外国人の社会保障に関する対応策を把握する。

(3) 理論的検討

国民連帯に基づく社会保障と外国人との関係について、理論的な検討・整理を行う。

(4) 日本についての検討・とりまとめ

以上の検討結果に基づく考察を行うことにより、日本において社会保障を外国人が共生する社会に適応させるための理論的な基盤と具体的な対応策を取りまとめる。

4. 研究成果

(1) 外国人の社会保障についての基本的考え方

社会保障は国家の責務として行われるため、国家にかかわる要素である「国籍」及び「領土」と結びついている。その結果、外国人であるために滞在国の給付を受給できない、あるいは外国に滞在しているために母国の給付が受けられないという問題が起こる。

ただし、社会保障と「国籍」及び「領土」との関係は社会保障の制度によって異なる。社会保険の給付は保険料納付の反対給付として行われるものである。このため、社会保険の給付を受給するためには、国籍ではなく、保険料を納付したことが重要となる。一方、税を財源とする給付は納税に対する反対給付ではなく、給付受給には国籍が重要な意味を持つ。外国人の場合には、生活困窮に陥った場合などに社会による援助を受ける資格があるほどに当該社会に帰属していると認められるかが問題となる。

(2) ドイツ社会保障における外国人の取扱い

ドイツにおける社会保障の適用に関しては、基本的にドイツに住所又は通常の居所を有するすべての者に適用するという「属地主義」の考え方が採用されている。しかし、社会扶助や求職者基礎保障による給付のように「税を財源とする社会給付」の場合には、「属地主義」に重要な修正が加えられている。たとえば、就労可能な生活困窮者に対する最低生活の保障を行う求職者基礎保障の給付はドイツに滞在する外国人にも行われるが、外国人が給付を受給できるか、また、いつから受給できるかについてはその者の滞在資格などによって異なっている。

一方、被保険者からの保険料拠出に基づく社会保険の場合には、その適用及び給付に関して外国人とドイツ人との間に差はみられない。しかし、ドイツ人か、外国人かにかかわりなく、被保険者が外国で社会保険の給付を受給することなどを制限する仕組みが設けられている。

こうした仕組みが他の加盟国への移動を抑制することにならないよう、EU では社会保障制度に関する統一的な調整の枠組みが設けられている。これに基づき、加盟国をまたがる被保険者期間の算定、他の加盟国に滞在する者による給付受給、他の加盟国に滞在する家族に関する給付などについて、ドイツの社会保障においても特別の取扱いが行われている。

この結果、ドイツに滞在する EU 加盟国国民である外国人は、他の一般の外国人に比べて滞在 及び社会給付の受給の両面で有利に取り扱われている。

以上のように、ドイツ社会保障においては、外国人とドイツ人の間、さらにはドイツに滞在する外国人の間でも差が設けられている。一般国際法からは、社会給付の受給に関する外国人と自国民の平等取扱いの原則を見出すことはできない。また、ドイツの憲法である基本法からも外国人をドイツ人と同等に取り扱わなければならない一般的な義務を導き出すことはできない。

(3) 日本における対応策

ドイツに適法に滞在する外国人が求職者基礎保障の給付を受給する場合、当該外国人が期限のない滞在資格である定住許可を有することは必ずしも必要とされていない。一方で、稼得活動に従事しない外国人については、滞在の最初の3カ月間は給付を受けられないとするとともに、「生計の確保」を滞在の条件とするなど、外国人による不適切な給付の受給を排除することを狙いとする仕組みが設けられている。これらの点は、日本において、多様な外国人が働き、生活する社会の実現にふさわしい生活保護のあり方、なかでも対象とする外国人の範囲や不適切な受給を排除するための仕組みを考える上での重要な参考になるものと考えられる。

また、ドイツの公的医療保険では、国内に居住することを被扶養者(家族被保険者)の要件とするだけでなく、外国滞在中には給付受給権が停止されるなどの措置も講じられている。日本においても、外国人による不適切な給付の受給を防止する観点から、更なる対応策を検討することが必要と考えられる。

一方、このような取扱いは、他の国に移動し滞在する者にとって不利となる可能性があり、労働者の日本への移動を抑制する原因にもなる。このような問題に対応するため、ドイツでは EU による社会保障制度に関する調整の枠組みなどに基づき、外国に滞在する家族を国内に滞在するのと同様に取扱うなど、人の移動を促進する観点からの特別の措置が講じられている。

日本においても、外国人材の受入れを拡大する観点からは、不適切な給付受給を防止するための措置だけでなく、対象とする国との間での協定を締結し、それに基づき労働者の移動に伴う不利益を解消するための措置を講じていく必要があると考えられる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)	
1 . 著者名 松本 勝明	4. 巻 28(2)
2 . 論文標題 EUが加盟国社会保障に及ぼす影響	5 . 発行年 2023年
3.雑誌名 社会関係研究	6.最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 松本 勝明	4.巻 27(1)
2 . 論文標題 庇護申請者に対する最低生活の保障 ドイツ庇護申請者給付法	5.発行年 2021年
3.雑誌名 社会関係研究	6.最初と最後の頁 73-93
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 松本 勝明	4.巻 26(2)
2 . 論文標題 EU市民権と社会給付の受給	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 社会関係研究	6.最初と最後の頁 75-100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 松本 勝明	4.巻 25(2)
2 . 論文標題 外国人に対する社会保障 ドイツにおける基本的考え方	5.発行年 2020年
3 . 雑誌名 社会関係研究	6.最初と最後の頁 27~48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

[【学会発表】 計2件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)		
1.発表者名 松本 勝明		
2 . 発表標題 労働者の国際移動に対応した社会保障制度の調整		
3.学会等名 日本財政学会(招待講演)		
4 . 発表年 2020年		
1.発表者名 松本 勝明		
2.発表標題 外国人に対する社会保障はどうあるべきか ドイツにおける基本的考え方		
3.学会等名 社会政策学会		
4 . 発表年 2019年		
_ 〔図書〕 計1件		
1.著者名 山田 晋、西田 和弘、石田 道彦、平部 康子、丸谷 浩介、松本 勝明、阿部 和光、石橋 敏郎、木村 茂喜、柴田 滋、伊奈川 秀和、増田 雅暢、笠木 映里、髙倉 統一、星野 秀治、福田 久美子	郎、原田 啓一 諸島 正剛、廣	4 . 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社		5.総ページ数 314
3.書名 新たな時代の社会保障法		
〔産業財産権〕		
〔その他〕		
- 6.研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) 氏名 (横関番号)		備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------